主 文

本件申立を棄却する。

理 由

申立人の申立理由(後記)について

刑訴施行法二条による旧刑訴事件において最高裁判所のなした抗告棄却の決定に対して異議の申立をすることは、その規定がないから許されない(なお、高等裁判所のなした再審の請求棄却決定に対しても同裁判所に異議の申立をすることは許されない)。されば、本件申立は不適法であるから棄却すべきものである。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四六六条一項に従いて裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年三月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎